令和８年度第２回朝霞市障害者プラン推進委員会

次　　第

日　時　令和８年１０月２日（金）
　　午前１０時から
会　場　朝霞市役所　１０１会議室

１　開　会

２　議　題

（１）第６次障害者プラン等の評価等について

（２）第８期障害福祉計画等の策定について

（３）その他

３　閉　会

資料1-1

令和７年度

第６次朝霞市障害者プラン　総括評価シート	B票
基本目標	１　共生社会の実現を目指す
委員会評価	B

委員会コメント

広報や啓発活動、相談支援体制の整備、交流機会の創出など一定の成果が評価される一方、市民・当事者への情報到達度や参加者数の把握・分析が不足している点が指摘されました。権利擁護や虐待防止、特に高次脳機能障害や精神・難病など外見では分かりにくい障害への理解促進、切れ目ない支援体制の構築も求められています。今後は情報発信の強化と支援体制の質的向上が課題となります。

個別コメント

・広報あさかにて、広く市民の方向けに障害のことについて触れている印象があります。人権問題について、学習会や講演会・DVDの貸出等努力されていると思います。大事なことなのに、多忙で優先順位が上がりにくいのかもしれません。

・成年後見制度の窓口や重層的支援体制による包括的な相談支援など、相談につながる体制は整備されつつあると感じます。また、ふれあいスポーツ大会や販売会、防災フェア等を通じた交流の機会も設けられています。一方で、講座・研修の内容や相談窓口の情報が、障害のある方やご家族、地域住民に十分届いているかを検証することが重要です。開催回数だけでなく、参加者や閲覧者など「どれだけ届いたか」を把握し、当事者が権利擁護や人権について知り、相談できる機会を継続的に充実していただきたいと思います。

・朝霞市のみならず、各福祉事業所でも何らかの形で福祉の情勢を発信できればよいと思う。市民への発信はもちろんだが、当事者やそのご家族が最新の福祉情勢を知らないことが多い為、各事業所も周知拡大できるよう協力していきたい。広報だけでは限界もあると感じてしまう。

・以前、当事業所で民生委員への講演（共同生活援助について）を行った。生活介護、就労支援、共同生活援助等の各福祉サービスがあることに認知がなかったため、各分野の紹介や講演を行っても良いと感じた。各分野の持ち回りなど。

・はあとぴあふれあい祭りの開催のみであるが、その単体だけで評価してもよいものか。

・是非、単体事業所でも虐待の研修等、協力していきたい。一事業所からも現場から虐待防止センターの役割を伝えていきたい。基幹で虐待に関する研修が多くなったため、今後、実績が増えるのではないか。

・子どもへの虐待の未然防止には、妊娠期からの切れ目のない支援が重要だと考えられます。（こども家庭庁：こどもの育ち100か月ビジョン参照）見えてきた芽に対応するのではなく、何も起こっていない時点から「気軽に相談できる場所」を地域にたくさん作っておくことが重要だと考えます。子育てをしていると自分の思っていることと違うことがたくさんおこります。そのときに一から探すのではなく、いつも身近に見守ってくれる場所・人がいる。それが共生社会の実現につながるのではないでしょうか。現場で見る限り、まだ一体的な支援ができているとは感じられません。

・高次脳機能障害者は外見からは健常者です。そこから生活のしづらさが生じています。個々によって障害の内容も違います。一般、支援者、行政、医療も含め理解促進に啓発支援システム構築の施策をお願い致します

・障害者週間における啓発活動や職員向け差別解消研修、難病患者支援（見舞金電子申請の導入）などについては着実な取組が認められる。一方で、市民向け講演会等の参加者数や障害者団体支援、成年後見制度の体制整備などに課題が見られる。今後は、精神障害や難病など外見から分かりにくい障害への理解促進や、権利擁護体制の一層の充実を期待する。

・P5、目標値35件に対し実績9件となっているため、「計画どおり」とする評価については、評価の根拠を具体的に示していただきたい。また、既存DVDの利用だけでは貸出件数の増加が難しいことも考えられるため、新たなDVDの購入だけでなく、ニーズの把握や購入後の周知・活用方法についても具体的に検討していただきたい。

令和７年度

第６次朝霞市障害者プラン　総括評価シート	B票
基本目標	２　地域生活を充実し、社会参加を支援する
委員会評価	B

委員会コメント

基幹相談支援センターの設置や相談体制の強化が進み、地域生活支援や外出支援の利用増加など成果が認められる一方、相談支援専門員の質的向上や役割周知、当事者や家族の意見尊重など課題も指摘されました。さらに、支援の切れ目ない連携や情報共有の仕組み強化、精神障害者等見えにくい障害への理解促進も求められています。今後、支援体制の質的充実と利用者参加の徹底が重要と考えます。

個別コメント

・民生委員の方が減っている中、地域に相談できる場が増えているのは良い。児童の障害その他引きこもり等大人も含めて支援の必要な人は増えている中、直接介助している人や支援者支援も重要。外出支援は目標値以上の利用があったとのこと、社会参加しやすくなって良いことと思います。

・福祉の総合相談窓口が重層的支援体制整備事業の一環として機能強化された点は評価できます。また、生活サポートの登録者数が２２７人となるなど、地域生活を支える取組も進められています。一方、基幹相談支援センターは個別ケースを任せきりにする場ではなく、困難事例への後方支援や地域の事業所の相談スキル向上を担う体制として、役割分担を明確にする必要があります。家族の高齢化や複合的な課題にも対応できるよう、相談員の確保・育成、事業所間の連携、DX等を活用した分かりやすい情報提供を進めていただきたいと思います。

・基幹相談支援センター設置により頼る部分が増えるが、負担にならないように協力していきたい。設置したばかりだが、行く行く、各事業所が行う事案（レベル）であっても、基幹に任せてしまうことも予想される。そうならないように朝霞市の事業所として、割り当てつつ連携を図っていきたい。各事業所の相談スキルも向上していく必要あり。

・福祉課職員も1日もしくは、短時間でも良いので現場体験・実習しても良いのではないか。何か得るものはあるはず。協力します。

障害のある子ども（成人）と保護者との関係は、成人してもなお続いていくという視点で、発達課題やその家庭の状況によって「そのとき必要な支援」にタイミングよくアプローチできることが重要だと考えます。地域では、ライフステージにあわせて子育て支援拠点、保育園、幼稚園、計画相談事業所、児童通園施設、放課後デイサービス、移動支援、生活サポートなどの支援事業所（機関）がそれぞれの得意としている支援を行っていますが、切れ目ない支援を行っているなかでこどもの成長、家庭の状況を把握して主体となって障害児者支援の舵取りをするのはどこになるのでしょうか。それぞれの強みを生かし連携するのは、地域の社会資源を整理、状況を把握する必要があると思います。全体的にバラバラな印象が否めません。

・①2026年6月24日に成年後見制度が改定されました。施行は2028年度中とあります。施行でどのような手続きが必要になるか等、一般向けにも研修が必要です。いずれ社会保険労務士さんが講習会を開催すると思いますが、情報入りましたら広報をお願いいたします。②指標で前年実績が５でした。年度目標をせめて前年度実績にできないものでしょうか？

・基幹相談支援センターの設置や相談支援体制の強化、精神障害にも対応した地域包括ケアに向けた取組など、地域生活を支える基盤整備が進展していることは高く評価できる。一方で、相談支援専門員の確保や計画相談の充実、地域移行支援等については引き続き課題がみられる。精神障害者を含む支援対象者が地域で安心して生活できるよう、庁内連携も踏まえ、保健・医療・福祉のさらなる連携強化を期待する。

・基幹相談支援センターの役割の周知が必要だと思います。

・Ｐ２１（事業内容・成果・進捗状況等）の欄で、『基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化、質の向上および人材育成の充実に向けて、特定相談支援事業所等へ訪問等による専門的な指導－助言を行う』と事業内容に書かれています。また、評価はAでした。

・「取り組み・進捗状況および自己評価」欄の評価基準が、「専門的な指導・助言件数」では、単に件数獲得のための相談対応の評価としか言えないと思います。
支援を受けた相談支援事業所が、充分な成果が上がった、もしくは「利用者に対しての支援の質が向上した」と感じた時の評価でないと意味が無いです。

・Ｐ２８で事業概要に「障害児・者およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、障害児・者の自立した生活を支えます」とあります。相談支援に関わる方は、障がい者やその家族の意見を充分に聞いて関わっていただきたいです。
施設側の立場に立って進めてほしくないです。相談支援センターの相談員から電話で、「基幹相談支援センターと日中活動の施設、グループホームとで話し合いをします。障害者本人は参加せず、家族に来てほしい」と連絡がありました。当日は、すでにサービス担当者会議が終わった後から話し合いに保護者が参加するというものでした。基幹相談支援センターの方が、障害者本人の事を十分理解していないのに、一方的な意見を述べたり、「他の施設を利用しては」と発言されたので、保護者がその施設について質問したところ、的確な説明を受けることができませんでした。障害者および家族の希望も確認せずに話し合いを進める事が、障害者の為になるのか疑問に感じました。専門員の質の向上を望みます。また、いち施設と障害者と家族と話し合いをせずに基幹相談支援センターを巻き込んでの面談はどうかと思いました。
「私たちのことを、私たち抜きに決めないで（Nothing About Us Without Us）」

・P25.26.27開催日数に加えて相談件数も記載していただけると、実績や成果をより具体的に把握・評価しやすいと思います。P48、避難行動要支援者には、自ら登録申請を行うことが困難な方も多いと考えられる。市内の障害福祉事業所や介護サービス事業所等の関係機関と連携し、対象者の把握から登録につなげる仕組みについても検討していただきたい。

令和７年度

第６次朝霞市障害者プラン　総括評価シート	B票
基本目標	３　就労を支援する
委員会評価	B

委員会コメント

就労移行支援や障害者雇用促進の取組は一定の評価が得られているものの、一般就労への移行や職場定着支援には課題が残るとの指摘がありました。障害特性や本人の希望に応じた多様な働き方の検討、および関係機関との連携強化が望まれています。今後は、精神・発達障害を含む多様な利用者の特性やニーズに対応した支援体制の充実が求められます。

個別コメント

・就労移行支援の訓練利用や相談件数は伸びているけれど、実際の一般就労に結び付きまた継続していくには何が必要なのか、課題が大きそうです。本人の意向と就労先の希望などマッチングがうまくいくには、など。

・就労支援については、一般就労の実現だけでなく、就労継続や生活面の支援まで含めて評価することが重要です。障害のある方の多様な働き方として、在宅ワーク、知的ワーク、アート作品の制作・販売等を選択肢に加え、本人の得意分野や希望が仕事につながる仕組みを検討してはいかがでしょうか。また、市の障害者雇用では令和８年６月時点で身体障害１７人、精神障害２人との回答があり、知的障害者の応募・採用はなかったとのことでした。障害種別にかかわらず応募しやすい環境整備と、職務の切り出し・定着支援を進めることを望みます。

・役所では障害者雇用は何名いるのか？

・導入率の実績が100%ですので評価　Aでいいと思います。ケアマネージャー（事業所）が介護保険と障害福祉サービスを理解して提供出来れば、利用者はより多くのサービスを受けられます。

・就労移行支援や就労継続支援の実施、障害者雇用促進に向けた取組は評価できる。一方で、一般就労への移行や定着支援については、関係機関とのさらなる連携が求められる。障害特性に応じた就労支援の充実とともに、精神障害者や発達障害者を含めた多様な就労機会の確保に期待したい。

令和７年度

第６次朝霞市障害者プラン　総括評価シート	B票
基本目標	４　共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する
委員会評価	B

委員会コメント

保育・教育分野における支援体制の整備と関係機関の連携強化が評価される一方、合理的配慮を必要とする子どもの増加に伴う保育士・教員のケアやチームアプローチの重要性が指摘されました。また、保護者が必要な情報に早期かつ的確にアクセスできる工夫や、利用状況・加配などの情報整理、発達支援計画の共有も求められています。今後は、ライフステージに応じた切れ目ない支援と保健・医療・福祉・教育の連携強化による包括的な子ども・家族支援の推進が重要とされます。

個別コメント

・健診後の親子フォローグループ等受け皿はあるが、参加率を見ると保護者のニーズが変化してきたと感じる。保育園・学校などへの医療的ケア児の受け入れが始まり、集団の中でともに活動し理解しあう経験は増えている。一方、合理的配慮の必要な子が増えている中での対応の難しさなど保育士・教員へのケア・チームアプローチが重要と思います。

・保育・教育に関する情報は、障害福祉課だけでなく、こども未来課など関係課と連携して保護者に届くよう工夫されている点を評価します。放課後児童クラブ等の障害福祉サービス以外の制度についても、冊子やホームページを分かりやすくし、必要な家庭が早期に情報を得られるようにしていただきたいと思います。一方で、保育所・幼稚園・児童発達支援事業所等の利用状況や加配の有無など、保護者が実態を把握しやすい情報の整理、発達支援に関する担当者間の目標・実行計画の共有を引き続き望みます。

・発達に特性のある児童への相談支援や巡回相談、医療的ケア児への支援など、関係機関が連携した支援体制づくりが進められていることを評価する。一方で、保育体制や特別支援教育、就学支援等において課題が残されている。今後は、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を継続するとともに、保健・医療・福祉・教育の連携をさらに強化し、子どもと家族を包括的に支援できる環境整備を推進していただきたい。

令和７年度

第６次朝霞市障害者プラン　総括評価シート	B票
基本目標	５　安心・安全な暮らしをつくる
委員会評価	B

委員会コメント

医療・福祉・保健・教育・警察等多機関連携の体制づくりや、医療的ケア児支援（災害時を含む避難行動要支援者支援の継続的強化）など安心して暮らせる地域づくりの取組を評価します。一方で、高次脳機能障害への対応や個別避難計画の整備、バリアフリー環境のさらなる充実など、利用者視点に立った実効性のある支援体制と地域連携の深化が求められます。

個別コメント

・人権相談や要保護児童対策地域協議会など、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関が連携する仕組みが整えられている点は評価できます。消費生活センターは相談件数、人権相談等は開所日を指標とするなど、事業の性質に応じた評価指標を用いていることも理解しました。今後は、避難行動要支援者への支援や医療・福祉の連携について、平常時から当事者の視点で確認し、災害時に実際に機能する体制へつなげていただきたいと思います。高次脳機能障害を含め、必要な医療・相談に確実につながる案内の充実も望みます。

・保健・医療サービスの提供や医療的ケア児への支援など、安心して暮らせる地域づくりに向けた取組が実施されている。一方で、避難行動要支援者支援や災害時の支援体制整備、防災意識の向上などについては継続的な取組が必要である。近年の自然災害の頻発化を踏まえ、障害のある方への災害時支援体制や個別避難計画の整備、地域との連携強化をより一層推進していただきたい。

・障害者（車椅子）が通りやすい歩道は、健常者にとっても通りやすいと思いますので、より一層、整備を進めていただきたいです。人通りの多い通りの電柱を地中に埋める予定はあるのでしょうか。

資料1-2

第7期障害福祉計画等【評価コメント】（令和7年度分）

委員会コメント

相談支援体制の強化や障害児支援の充実、重層的支援体制の推進を評価する一方、相談支援専門員や専門人材の確保、アセスメントの質向上、特に精神障害者支援や知的障害者の雇用促進に課題が残ると認識します。GH入所時の自己決定支援の尊重や、保育教育職員の育成強化も必要であす。今後もDXの活用や多機関連携を進め、高齢化や災害対策も含めた包括的で質の高い支援体制の確立を期待します。

委員個別コメント

・令和7年度の評価にあたっては、事業の実施回数や相談件数だけでなく、利用者に情報や支援が実際に届いたか、本人の意思が計画や支援に反映されたかという視点を重視していただきたいと思います。質問への回答から、重層的支援体制による相談窓口の強化、生活サポート、関係課連携、基幹相談支援センターによる後方支援・研修等の取組が進められていることが分かりました。一方、相談支援員・専門人材の確保、セルフプランを含むアセスメントの質、知的障害者の雇用、家族への情報提供には課題が残ります。委員会での質問への回答やフィードバックを早め、DXや他地域の先進事例も取り入れながら、障害のある人もない人も共生できる地域づくりを進めていただきたいと思います。

・GH入所にあたり、事業所の半数の利用者は緊急性が高い中での移行が多いと思われる。当事者の行動悪化、ご家族の高齢に伴う見れない状況等での移行。中々、ご本人の意向が反映されないままでの入所の移行も現実ありうる。平時の場合は、本人の意向が強く主張され、行きたくないという考えがあれば、そこまで。自己決定支援という観点であれば尊重しなくてはならない。それらを踏まえ、引き続き、相談員との連携は必須だが、福祉施設の職員も相談における専門性を高める必要あり。

・何らかの障害を持つ児童が増えているのか、または保護者の不安が強いためか、成長の先取りを望んでいるのではないか、など理由は不明ですが、障害福祉サービスの利用希望の児童が増加傾向にあること、相談支援専門員をはじめ保育教育職に付く方の育成にも力を入れる必要があるなど、課題が多い中、どの課題も目標値を「徐々に」増やしていることは無理のない範囲で進行していくものと理解しています。

・相談支援体制の強化や障害児支援の充実など、計画に基づく取組は概ね進められていると考える。一方で、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進、相談支援専門員等の人材確保、防災対策、などは引き続き重要な課題である。今後も、個々の課題抽出から施策に反映し、保健・医療・福祉・教育・地域が連携することで、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組を期待する。

・障害児サービスは利用者数・利用日数ともに増加しており、需要に対して供給や人員確保が追いついていない状況がうかがえる。必要なサービスを継続的に提供できるよう、人材確保と併せて職員の専門性・支援の質の向上にも取り組んでいただきたい。

資料2

第 8 期朝霞市障害福祉計画・第 4 期朝霞市障害児福祉計画

＜素案＞

令和 9 年 3 月

朝　霞　市

目　次

第一部　総論
第１章　計画策定にあたって 1
　1　計画策定の趣旨 1
　2　計画の法的根拠 2
　3　計画の位置付け 4
　4　計画の期間及び構成 5
　5　計画の対象 6
　6　計画におけるＳＤＧｓの取組 7
　7　計画の策定体制等 9
　8　計画策定の主なポイント 11

第２章　障害のある人・障害のある児童等を取り巻く状況 13
　1　障害のある人・障害のある児童等の状況 13
　2　調査で見る障害のある人・障害のある児童等の現状 19

第３章　計画の基本的な考え方 30

第４章　計画の推進体制 33
　1　計画の推進体制 33

第二部　第８期朝霞市障害福祉計画・ 第４期朝霞市障害児福祉計画
第１章　基本的な考え方 36
　1　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 36
　2　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ... 36
　3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ... 37
　4　地域共生社会の実現に向けた取組 38
　5　障害児の健やかな育成のための発達支援 38
　6　障害者の社会参加を支える取組定着 39

第２章　障害福祉サービス等の体系 40

第３章　令和 11（2029）年度の目標設定 41
　1　基本目標 41
　2　数値目標を達成するための取組 55

第 4 章　サービス等の見込量とその確保方策 56
1　訪問系サービス 56
2　日中活動系サービス 62
3　居住系サービス 74
4　相談支援 76
5　障害のある児童への支援（第 4 期朝霞市障害児福祉計画） 78

第 5 章　地域生活支援事業等 87
【必須事業】
1　理解促進研修・啓発事業 88
2　自発的活動支援事業 89
3　相談支援事業 90
4　成年後見制度支援事業 92
5　意思疎通支援事業 94
6　日常生活用具給付等事業 96
7　手話通訳者等養成事業 97
8　移動支援事業 98
9　地域活動支援センター事業 99
【任意事業】
1　日常生活支援 100
2　社会参加支援 102
3　就業・就労支援 103
その他（市の独自事業） 104

資料編 108

第一部　総　論

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の趣旨

近年、障害がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、障害者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和 5（2025）年には「第 5 次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障害をもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

また、令和 9（2027）年度には、成年後見制度の充実等「質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制の強化」を目指した社会福祉法が一部改正されます。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第 6 次朝霞市障害者プラン（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度)」及び「第７期朝霞市障害福祉計画・第３期朝霞市障害児福祉計画（令和６（2024）年度～令和８（2026）年度)」が令和６（2024）年度策定されました。そのうち、「第７期朝霞市障害福祉計画・第３期朝霞市障害児福祉計画」の計画期間が令和 8（2026）年度をもって終了することから、次期計画である「第 8 期朝霞市障害福祉計画・第 4 期朝霞市障害児福祉計画（令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度)」を策定するものです。

2　計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第 88 条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■障害者総合支援法（一部抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（2）　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（3）　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（2）　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第８９条の２の２第１項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第３項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条第１項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、第 89 条の３第１項に規定する協議会（以下この項及び第 89 条第８項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

■児童福祉法（一部抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

（2）　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（1）　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

（2）　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（第 33 条の 20 第 4 項、第 5 項省略）

6　市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第１項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3　計画の位置付け

　本計画は、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」を始め、福祉分野の上位計画である「朝霞市地域福祉計画」や「朝霞市障害者プラン」また、「朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」、「あさか健康プラン２１」などと連携を図りながら進める計画です。

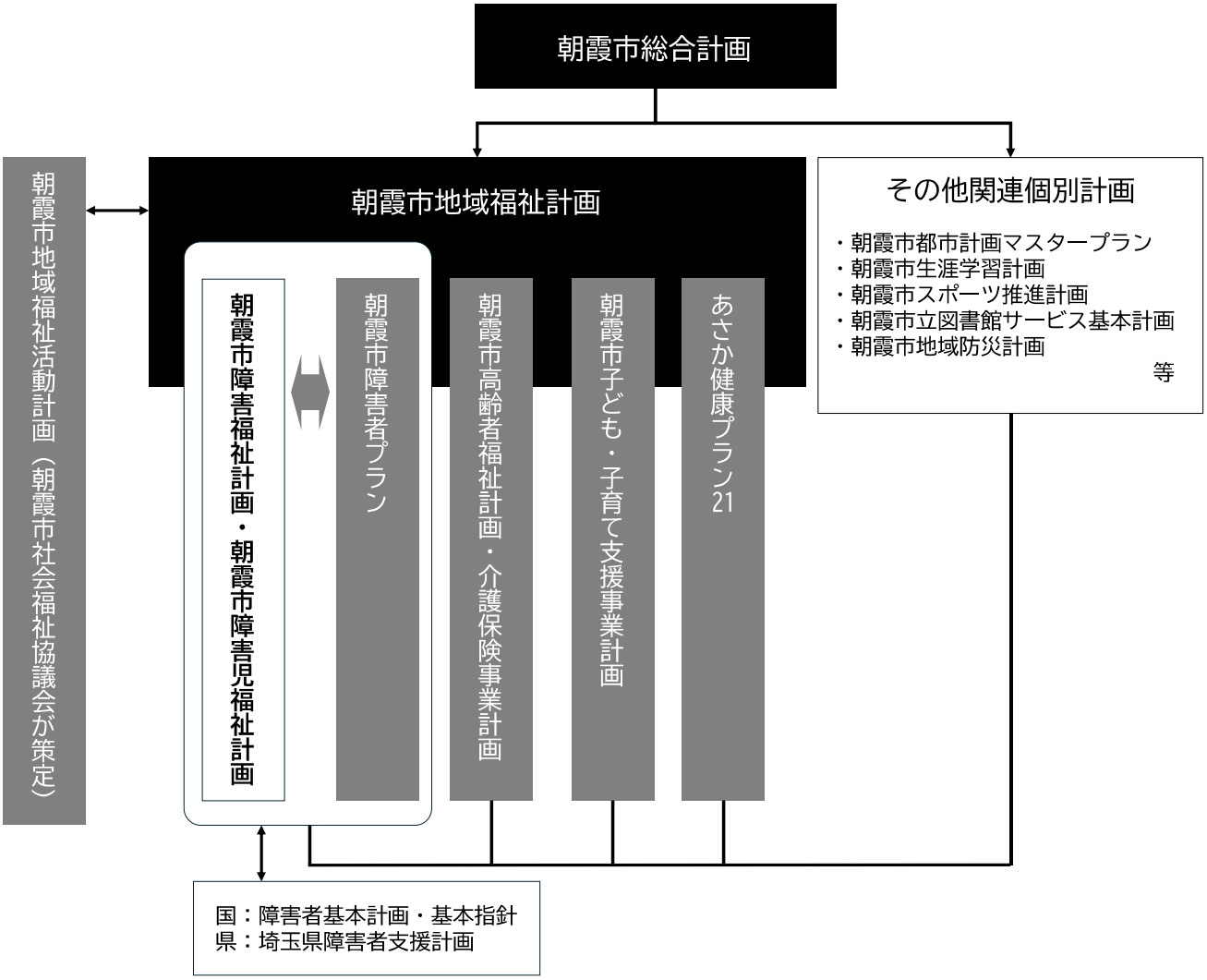

4　計画の期間及び構成

第 8 期朝霞市障害福祉計画・第 4 期朝霞市障害児福祉計画は国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の期間とあわせて、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間とします。

なお、上位計画である「第 6 次朝霞市障害者プラン」の計画期間は令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間となっています。

ただし、いずれの計画も国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変更、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

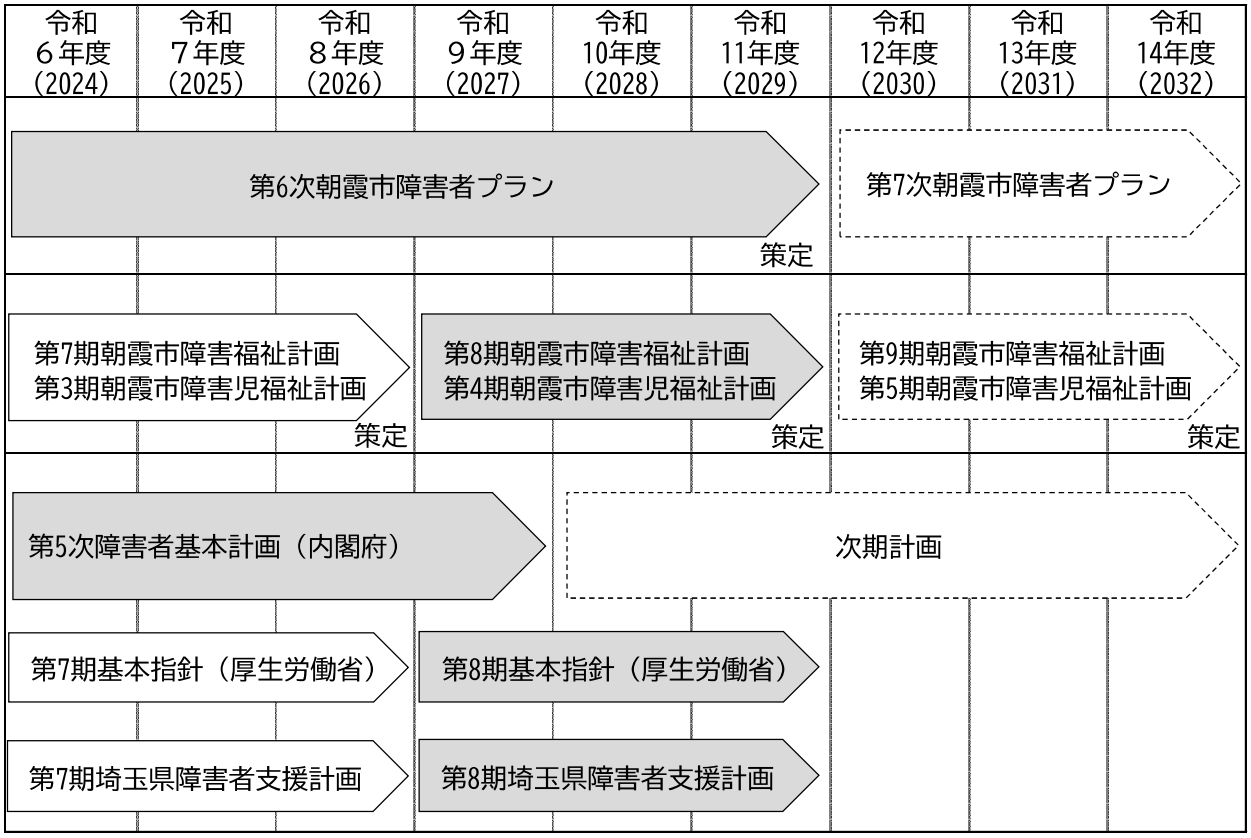

5　計画の対象

本計画の「障害のある人」の範囲は、障害者基本法第２条に規定される者を対象とします。

平成 23（2011）年８月に改正され公布・施行された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」としており、さらに、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

6　計画におけるＳＤＧｓの取組

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の３つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成 27 年９月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられているものです。

ＳＤＧｓは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和 12 年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がＳＤＧｓを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成 28 年に内閣に「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にＳＤＧｓの要素を最大限反映することを奨励していることから、本計画においても、ＳＤＧｓの視点を盛り込み施策を展開していきます。



本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、ＳＤＧｓの 17 の目標項目のうち、次に示す９つの取組目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。

本計画におけるＳＤＧｓの取組

目標（Goal）	目標到達に向けた取り組みの方向性
	１．貧困をなくそう 全ての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組みます。
	２．飢餓をゼロに 地域の自然資源を活用しながら安全な食料確保及び栄養改善を実現し、持続可能な農業の促進に取り組みます。
	３．すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進していくことで、住民の健康状態の維持・確保に取り組みます。
	４．質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進できるような環境づくりに取り組みます。
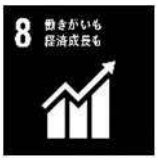	８．働きがいも経済成長も 全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい生活ができるような環境づくりに取り組みます。
	10．人や国の不平等をなくそう 少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組みます。
	11．住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めます。
	16．平和と公正をすべての人に すべての人の命や自由が守られ、安全に暮らせる制度づくりや平和な社会の実現を目指します。
	17．パートナーシップで目標を達成しよう 公的／民間セクター、市民、ＮＧＯ／ＮＰＯ等の多くの関係者との協力関係を築き、パートナーシップを活性化して目標達成に取り組みます。

7　計画の策定体制等

(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会による検討

本計画の策定に当たっては、障害のある人や児童の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、障害者団体、社会福祉関係団体、知識経験者、公募市民から構成される「朝霞市障害者プラン推進委員会」において、内容の審議・検討を行いました。

また、「朝霞市障害者自立支援協議会」においても、進捗状況の報告や本計画に関する意見をいただいています。

○策定経過

年月日	名称	会場	傍聴者数	内　容

（2）アンケート・ヒアリング調査の実施

今後の施策の改善、展開及び充実を図ることを目的として、障害のある人や児童等を対象とした日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握するための調査や、障害福祉サービス事業所、障害者団体を対象に運営状況や利用者等からのサービスの利用意向等を把握するための調査を、令和 7（2024）年 11 月 18 日（火）から 12 月 19 日（金）までの期間で実施しました。

また、アンケート調査では把握しきれない実態を職員が直接伺うことにより、詳細な実情やニーズを把握し、次期計画の目標などに反映させることを目的として、障害福祉サービスの利用者等に対して聞き取りを実施しました。

（3）市民コメント等の実施

市民や関係者の意見を広く反映させるため、「第 8 期朝霞市障害福祉計画・第 4 期朝霞市障害児福祉計画」の計画案について、令和 8（2026）年〇月に市民コメントを実施しました。

8　計画策定の主なポイント

第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の策定に当たって、国の基本指針の一部が改正されました。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等
- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等
- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化
- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保等
- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設

・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
・障害児支援における人材育成の重要性を記載
・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
・障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援
・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携
・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等
・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等
・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保
・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

第２章　障害のある人・障害のある児童等を取り巻く状況

１　障害のある人・障害のある児童等の状況

（1）身体障害者手帳所持者

ペースメーカー、人工関節置換などの身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）は、令和８（2023）年３月31日現在2,980人で、総人口に占める割合は、2.0%となっています。

障害の程度別に見ると、１級1,037人(34.8%)で最も多く、次いで４級718人(24.1%)、２級457人（15.3%)、３級430人（14.4%）の順で、年々障害の程度が重い人の割合が増加しています。

障害区分では、肢体不自由が47.0%と最も多く、以下、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸機能、小腸、免疫、肝臓）が36.0%、聴覚・平衡機能障害が7.9%、視覚障害が7.5%、音声・言語機能障害が1.6%となっています。

◆身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級	1,104	1,093	1,067	1,039	1,021	1,037
２級	467	462	457	448	449	457
３級	441	424	421	421	434	430
４級	734	729	715	707	709	718
５級	186	188	183	192	195	195
６級	141	141	143	142	142	143
合計	3,073	3,037	2,986	2,949	2,950	2,980

資料：障害福祉課（各年度３月３１日現在）

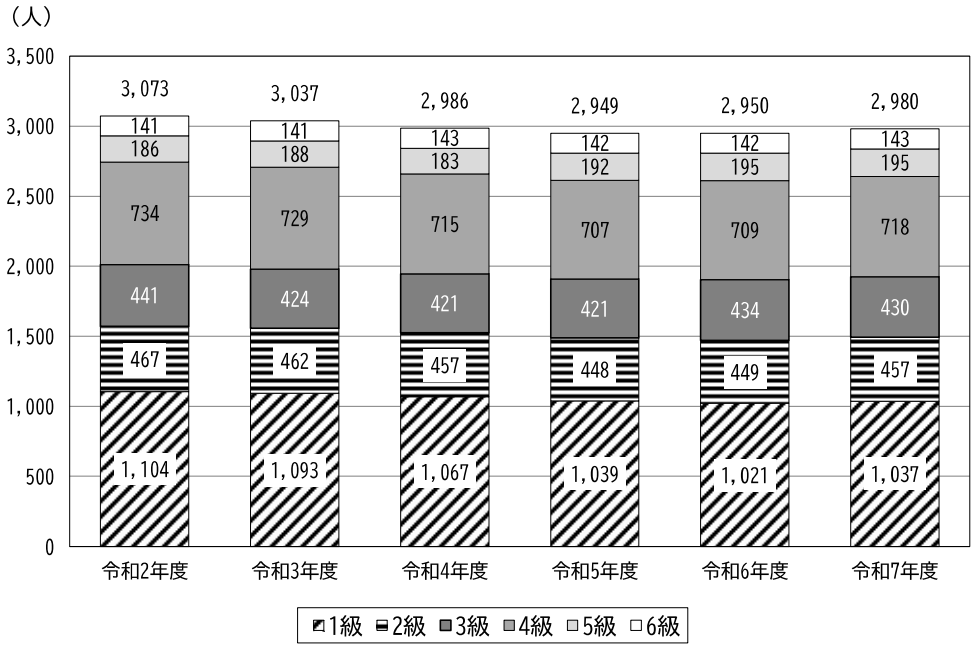

◆身体障害者手帳所持者（障害等級別割合）

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	内18歳未満	内18歳以上
人数	1,037	457	430	718	195	143	2,980	66	2,914
構成比	34.8%	15.3%	14.4%	24.1%	6.5%	4.8%	100.0%	2.2%	97.8%

資料：障害福祉課（令和8（2026）年3月31日現在）

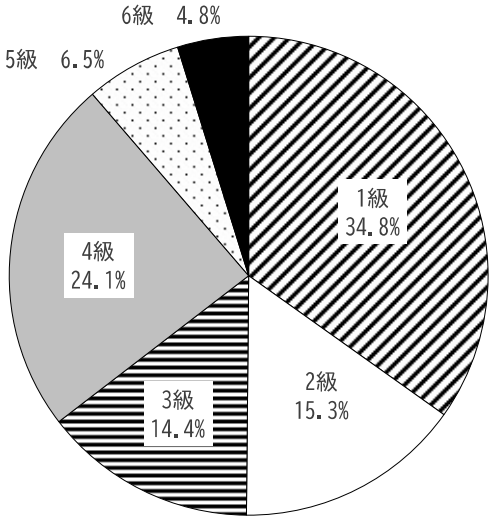

◆身体障害者手帳所持者（障害区分）の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
視覚	204	204	197	205	220	224
聴覚・平衡	244	243	235	230	234	235
音声・言語	38	38	43	45	47	47
肢体不自由	1535	1501	1446	1,428	1,413	1,401
心臓	503	513	512	513	514	530
腎臓	324	322	331	312	306	311
呼吸器	29	23	21	17	18	19
膀胱・直腸	147	145	148	143	150	158
小腸	2	2	2	2	2	2
免疫	40	40	45	46	43	46
肝臓	7	6	6	8	3	7
合計	3,073	3,037	2,986	2,949	2,950	2,980

資料：障害福祉課（各年度３月３１日現在）

◆身体障害者手帳所持者（障害区分割合）

単位：人

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	肝臓	合計
人数	224	235	47	1,401	530	311	19	158	2	46	7	2,980
構成比	7.5%	7.9%	1.6%	47.0%	17.8%	10.4%	0.6%	5.3%	0.1%	1.5%	0.2%	100.0%

資料：障害福祉課（令和8年3月３１日現在）

（2）療育手帳所持者

児童相談所等で知的障害であると判定された人（療育手帳所持者）は、令和 8（2026）年３月 31 日現在 911 人で、総人口に占める割合は、0.62%となっています。

障害の程度別では、Ⓐ（最重度）162 人、A（重度）210 人、B（中度）223 人、C（軽度）316 人となっています。

年々増加している要因としては、知的障害に対する知識や理解が保護者や教職員、社会全体へと普及してきていることなどにより、これまで潜在化していた障害児・者が顕在化してきたと考えられます。

◆療育手帳所持者の推移　　単位：人

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
Ⓐ	145	151	153	158	163	162
A	181	190	196	209	206	210
B	203	209	205	216	220	223
C	230	237	253	267	285	316
合計	759	787	807	850	874	911

資料：障害福祉課（各年度３月３１日現在）

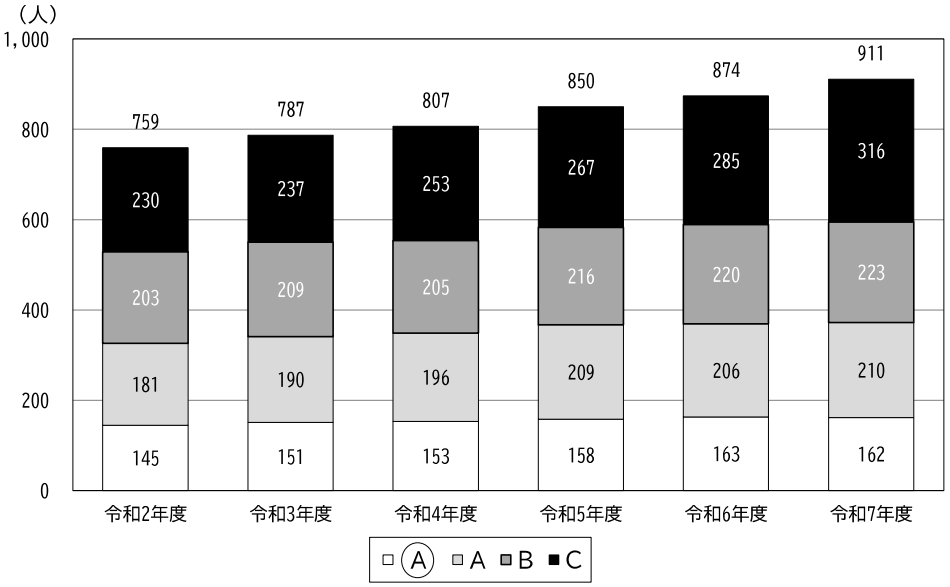

◆療育手帳所持者（障害程度別割合）　　単位：人

区分	Ⓐ	A	B	C	合計
人数	162	210	223	316	911
構成比	17.8%	23.1%	24.5%	34.6%	100.0%

区分	内 18 歳未満	内 18 歳以上
人数	315	596

資料：障害福祉課（令和 8 年 3 月３１日現在）

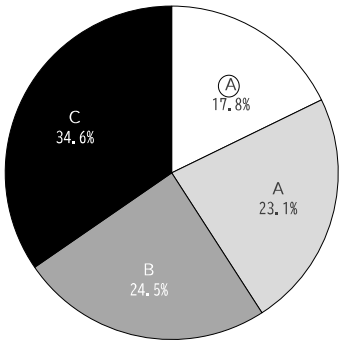

（3）精神障害者保健福祉手帳所持者

統合失調症、てんかんなどの精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、令和 8（2026）年３月 31 日現在 1,859 人で、総人口に占める割合は、1.27%となっています。

自立支援医療（精神通院医療）の利用者は 2,867 人となっています。

年々増加している要因としては、高齢化や地域の繋がりの希薄化、長引く不況による労働環境や生活環境の悪化などの社会情勢の変化や、情報化社会による情報量の増加等により、精神的ストレスを抱えやすい現代社会であるとともに、知的障害と同様に精神障害に対する知識や理解が、社会全体へと普及してきていることなどにより精神科を受診される方が増加してきていることが考えられます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移　　単位：人

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
1 級	118	121	121	120	113	119
2 級	700	756	818	873	959	1,054
3 級	389	443	472	543	607	686
合計	1,207	1,320	1,411	1536	1,679	1,859

資料：障害福祉課（各年度３月３１日現在）

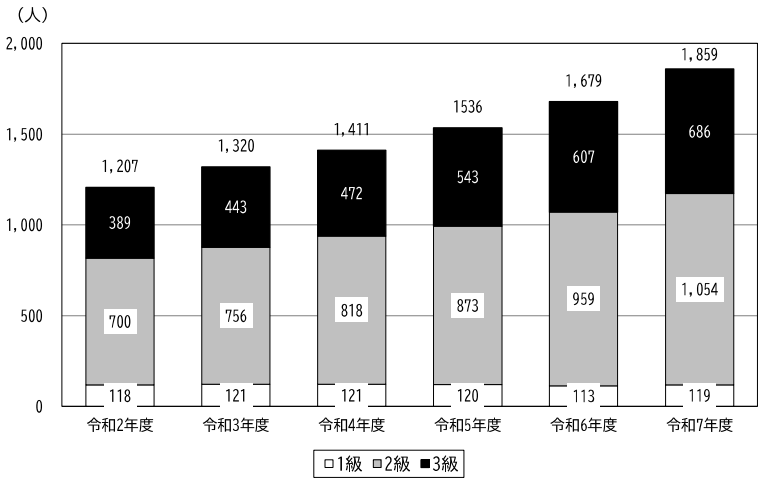

◆精神障害者保健福祉手帳所持者（障害等級別割合）単位：人、％

区分	1 級	2 級	3 級	合計
人数	119	1,054	686	1,859
構成比	6.4%	56.7%	36.9%	100.0%

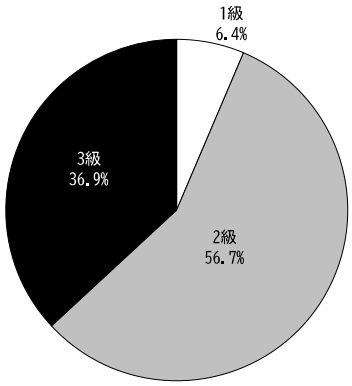

◆自立支援医療（精神通院医療）の疾病別利用者数（人）

区分	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分障害（うつ病など）	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
通院	232	755	147

区分	てんかん	その他（分類不明を含む）	合計
通院	84	1,649	2,867

資料：障害福祉課（令和 8 年 3 月３１日現在）

（4）難病患者見舞金受給者

難病のうち、国や県で指定した指定難病については、保険診療の自己負担分の一部を公費負担する指定難病医療給付制度等と、原則として 18 歳未満を対象とする小児慢性特定疾病医療費助成制度があります。

市では、指定難病医療受給者証等をお持ちの人に対して難病患者見舞金を支給しています。受給者数は、令和 2（2020）年度以降、増加傾向で推移しています。

◆難病患者見舞金受給者数

単位：人

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
指定難病等	675	738	788	793	811	835
小児慢性特定疾病	105	108	115	112	106	108
合計	780	846	903	905	917	943

資料：障害福祉課（各年度３月３１日現在）

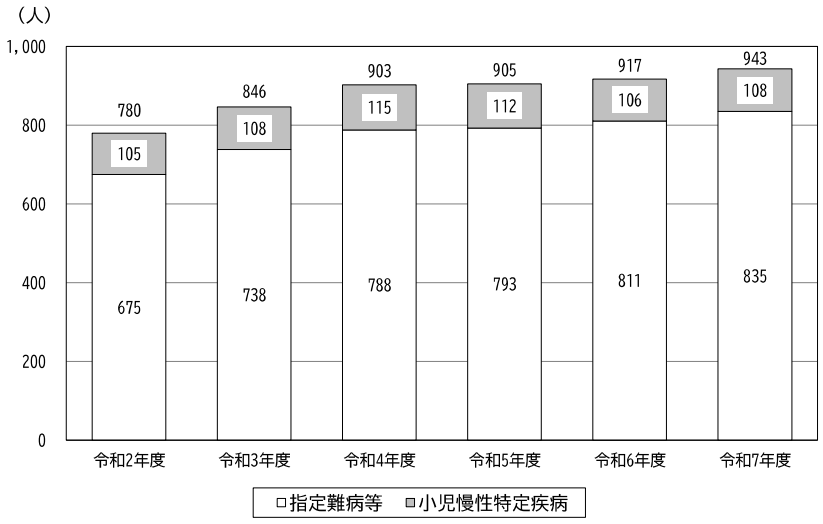

（5）医療的ケア児

医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童です。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。障害や慢性疾患などの様々な要因があり、医療的ケアの態様も様々であることから、定型的な把握が難しいため、令和 4（2022）年から朝霞保健所との情報連携も始め、更なる把握に努めています。

◆医療的ケア児

単位：人

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人数	14	19	23	23	30	31

資料：障害福祉課（それぞれの年度内に把握した人数）

2　調査で見る障害のある人・障害のある児童等の現状

(1) 調査の概要

①　目　的

第 8 期朝霞市障害福祉計画・第４期朝霞市障害児福祉計画策定にあたり、障害のある方などの実情やニーズ、ご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

②調査期間

令和 7 年 11 月 18 日（火）～令和 7 年 12 月 19 日（金）

③調査対象者

種類	対象
障害者調査	市内在住で 18 歳以上の障害のある方に調査表と Web 回答の案内を郵送。
障害児及び保護者調査	市内在住で 18 歳未満の障害のある方及び保護者の方で無作為に抽出して調査表と Web 回答の案内を郵送。
障害福祉サービス事業所調査	市内の障害福祉サービス事業所に Web 調査郵送。
障害者団体調査	市内の障害者団体に郵送。
障害者等ヒアリング調査	障害福祉サービス等を利用している方。

※「障害者調査」、「障害児及び保護者調査」、「障害福祉サービス事業所調査」は Web 調査も実施しました。

④配布数及び回収数

種類	配布数		回収数	回収率
障害者調査	5,388 件	郵送	1,601 件	29.7%
		Web	845 件	15.7%
		計	2,446 件	45.4%
保護者調査	1,119 件	郵送	125 件	11.2%
		Web	271 件	24.2%
		計	396 件	35.4%
事業所調査	106 件	Web	50 件	47.2%
団体調査	12 件	郵送	８件	66.7%
ヒアリング			30 件	

（2）障害者調査結果（抜粋）

①現在の暮らしの状況と将来の暮らしの希望について

現在の暮らしと将来の暮らしについては、現在と将来ともに「家族と同居」が最も多く、次いで、「一人で暮らし」、「高齢者施設」となっています。

障害種別では、現在と将来ともにすべての障害で「家族と同居」の割合が最も多くなっています。また、「家族と同居」では知的障害者において、現在と将来で 13.6 ポイント減っており、精神障害者でも 6.7 ポイント減っております。

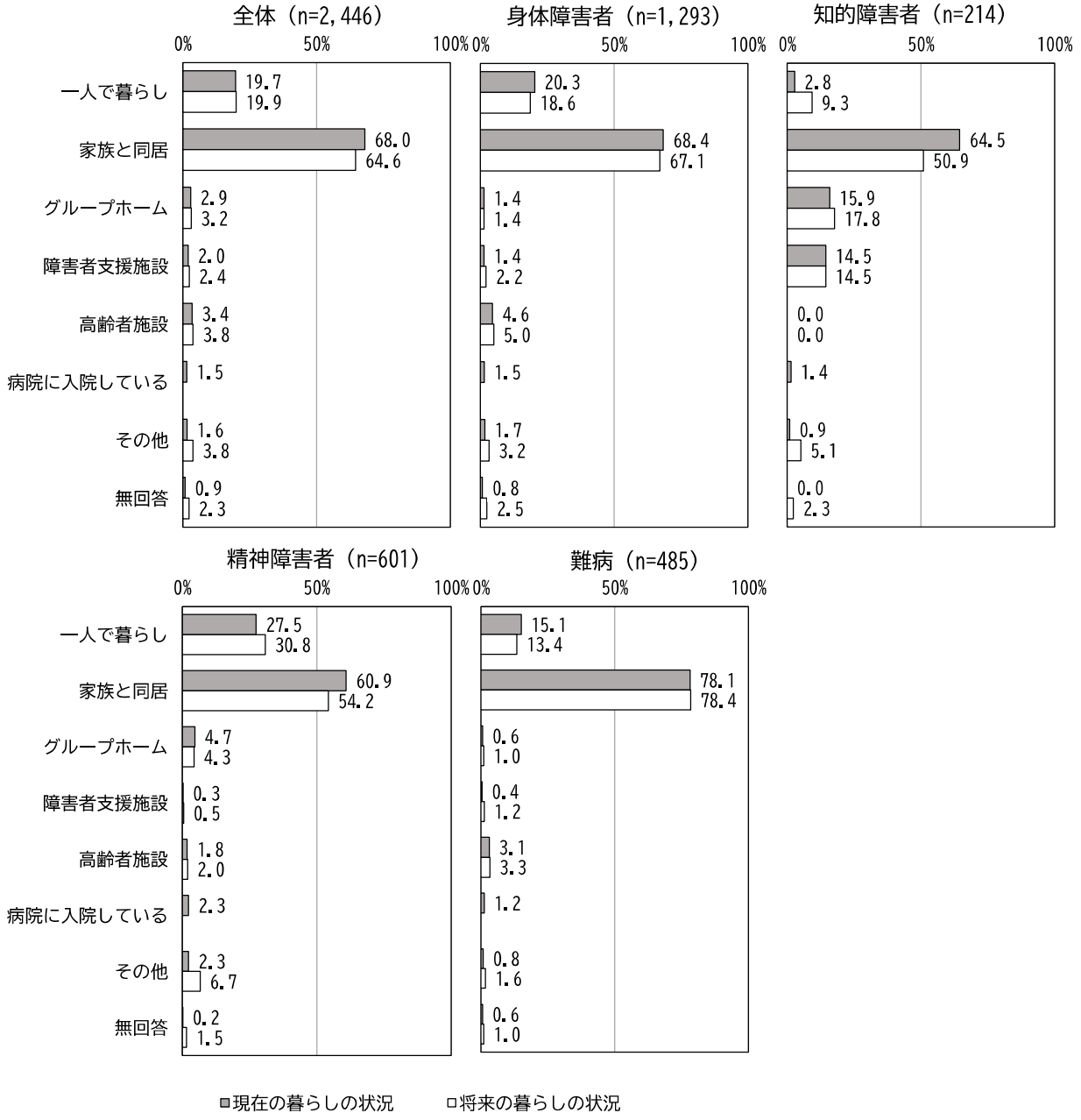

②日常生活の介助の状況について

【全体】

日常生活について「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた『介助が必要』では、「⑦外出」が 36.1%と最も多く、次いで「⑨お金の管理」が 31.9%、「⑩薬の管理」が 27.4%となっています。

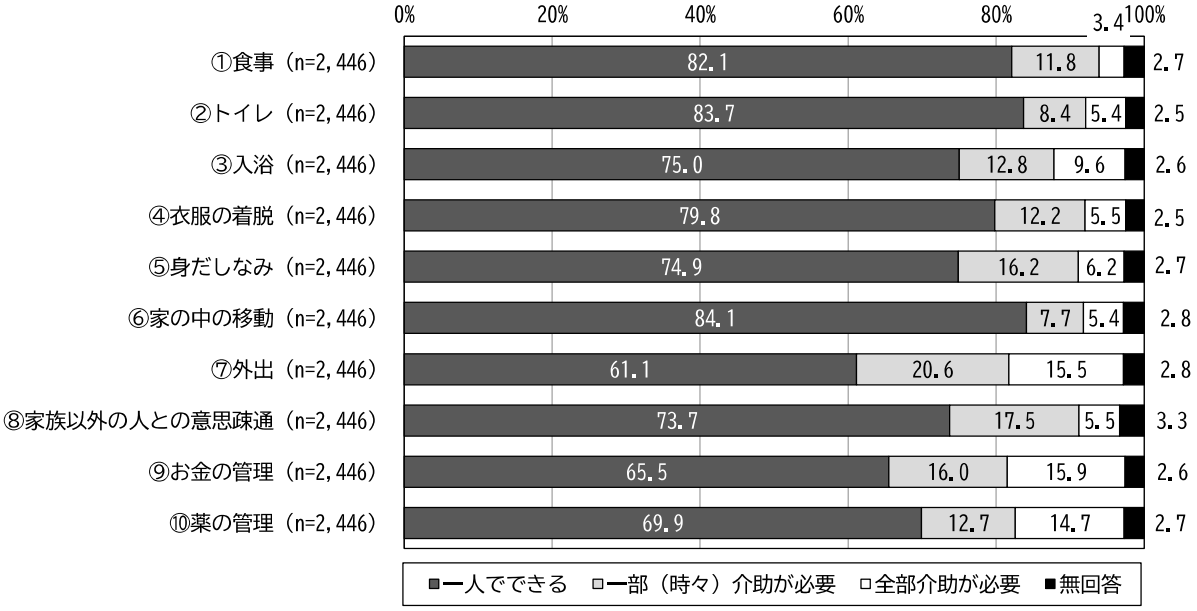

【身体障害者】

身体障害者の『介助が必要』では、「⑦外出」が 37.5%と最も多く、次いで「⑨お金の管理」が 26.6%、「③入浴」が 25.7%となっています。

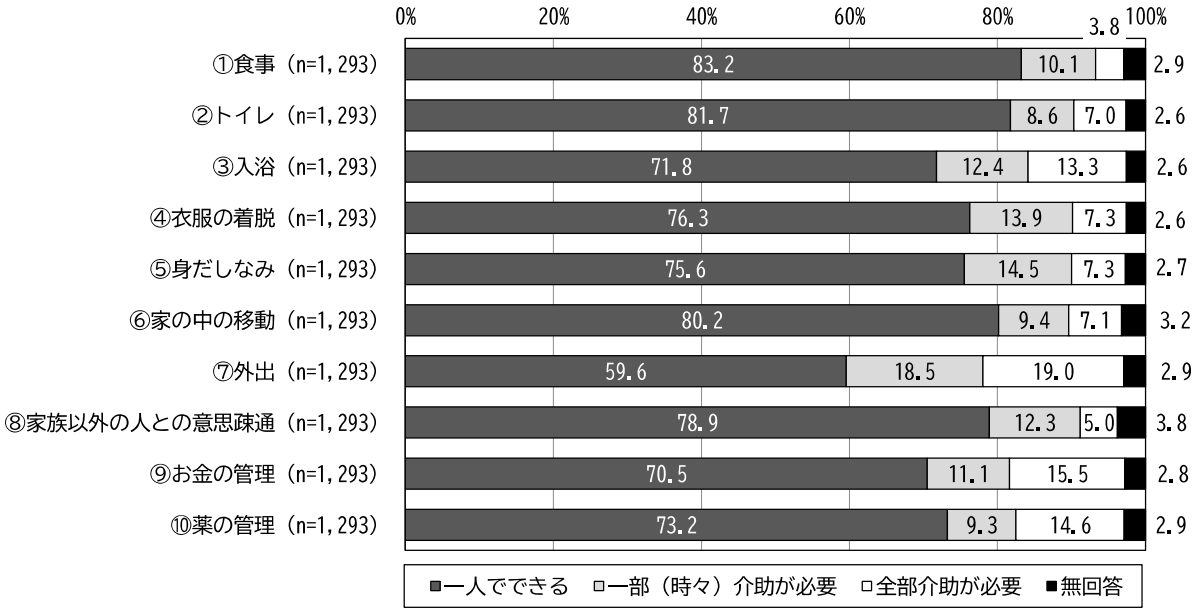

【知的障害者】

知的障害者の『介助が必要』では、「⑨お金の管理」が 84.1%と最も多く、次いで「⑩薬の管理」が 72.9%、「⑧家族以外の人との意思疎通」が 68.7%となっています。

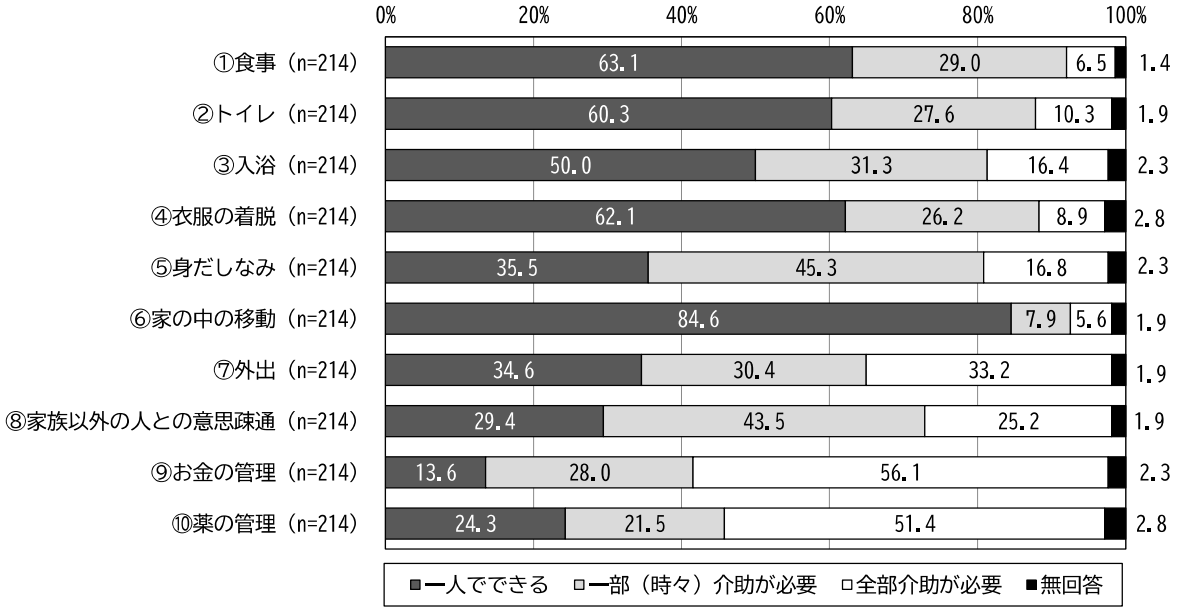

【精神障害者】

精神障害者の『介助が必要』では、「⑨お金の管理」が 42.4%と最も多く、次いで「⑦外出」が 35.8%、「⑩薬の管理」が 32.8%となっています。

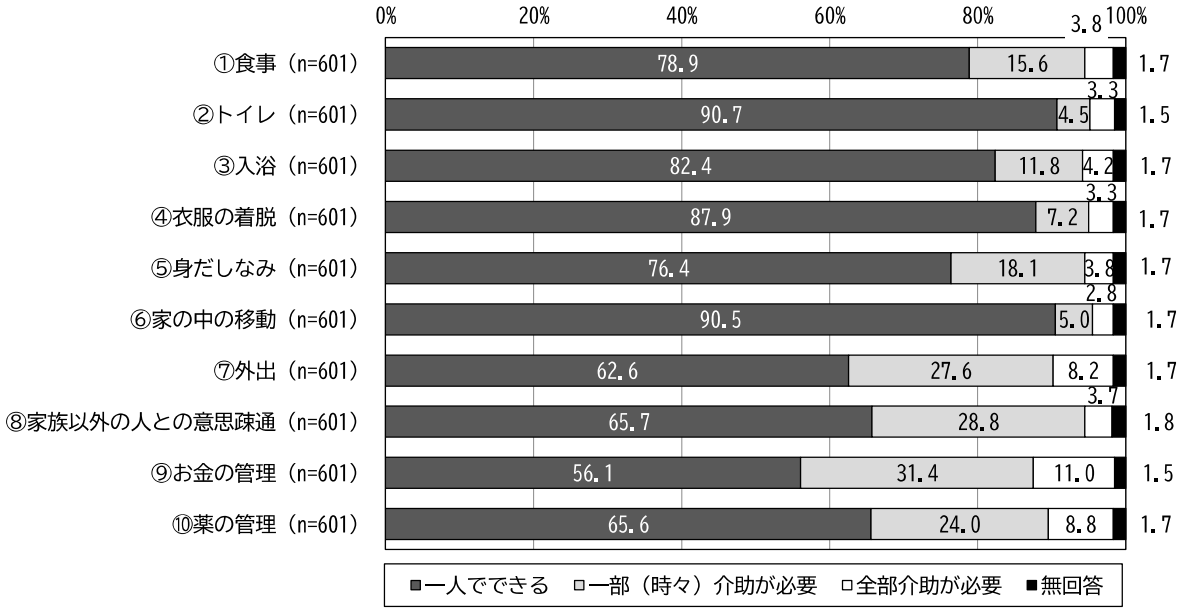

【難病】

精神障害者の『介助が必要』では、「⑦外出」が 27.3%と最も多く、次いで「⑨お金の管理」が 17.4%、「④衣服の着脱」が 15.7%となっています。

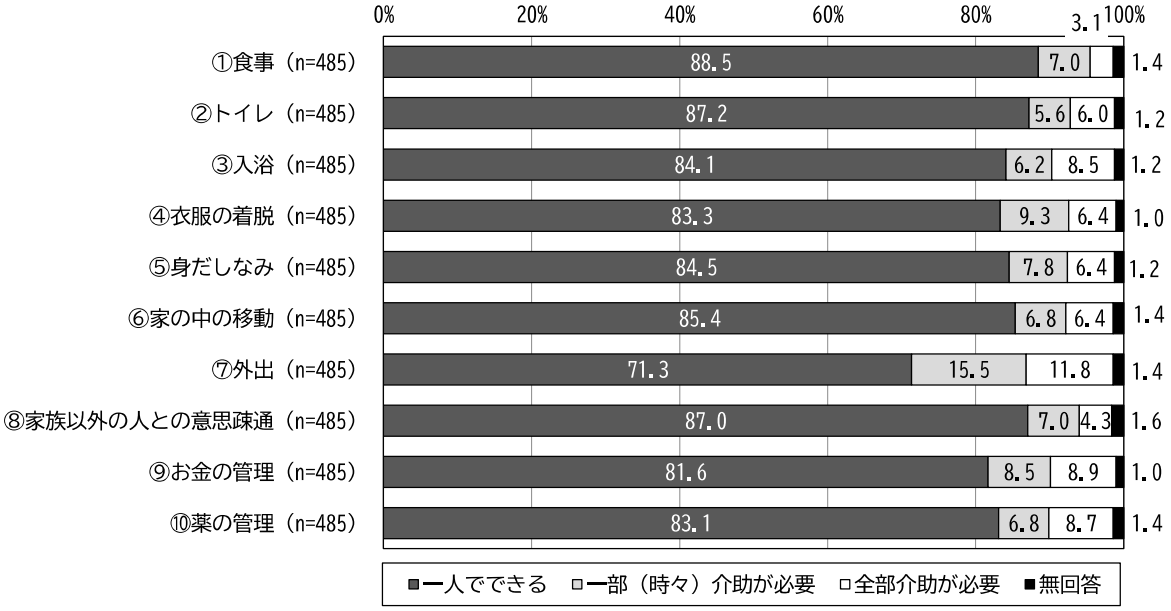

（3）障害児・保護者調査結果（抜粋）

①不安になったときの相談先について

お子さんの子育てをする上で、不安になったとき、誰に（どこに）相談しているかについては、「家族・親族」が 79.0%と最も多く、次いで、「かかりつけの病院」が 45.7%、「友人・知人」が 42.9%となっています。

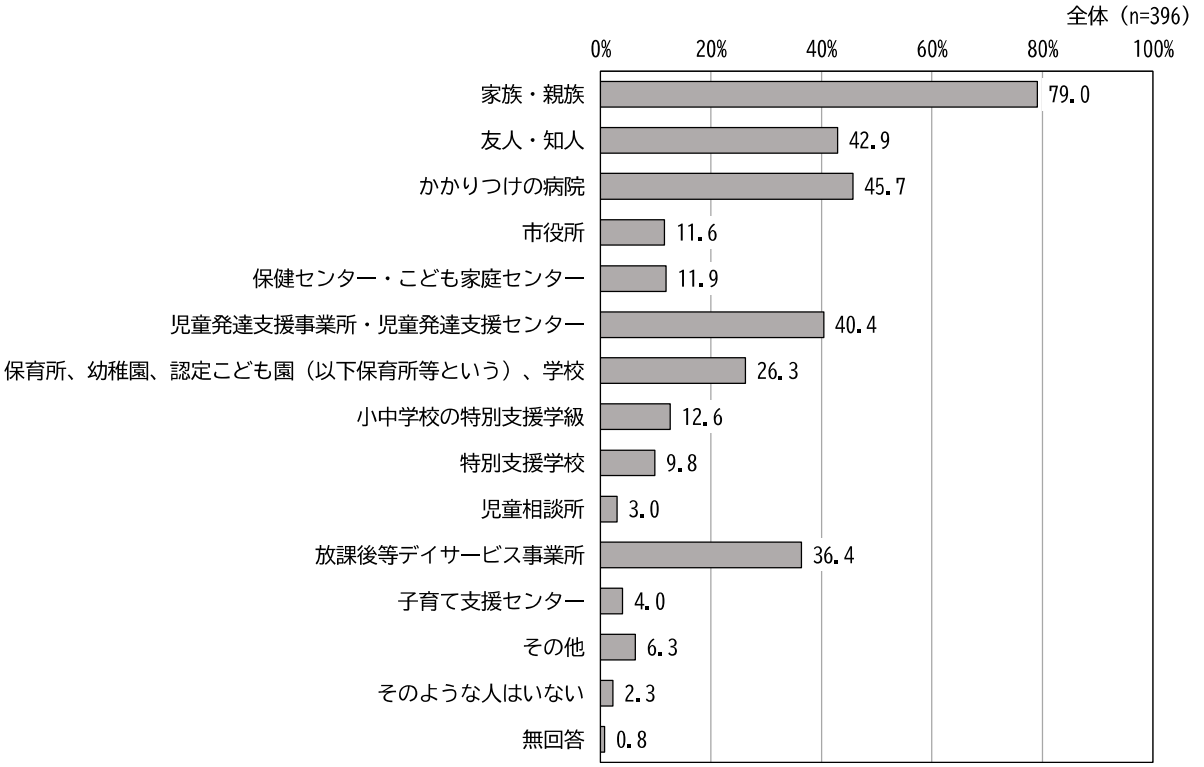

②将来、不安なことについて

お子さんの将来を考えて、不安に思うことについては、「就職・仕事について」が 73.7%と最も多く、次いで、「進学・学校生活について」が 63.4%、「生活費について」が 50.3%となっています。

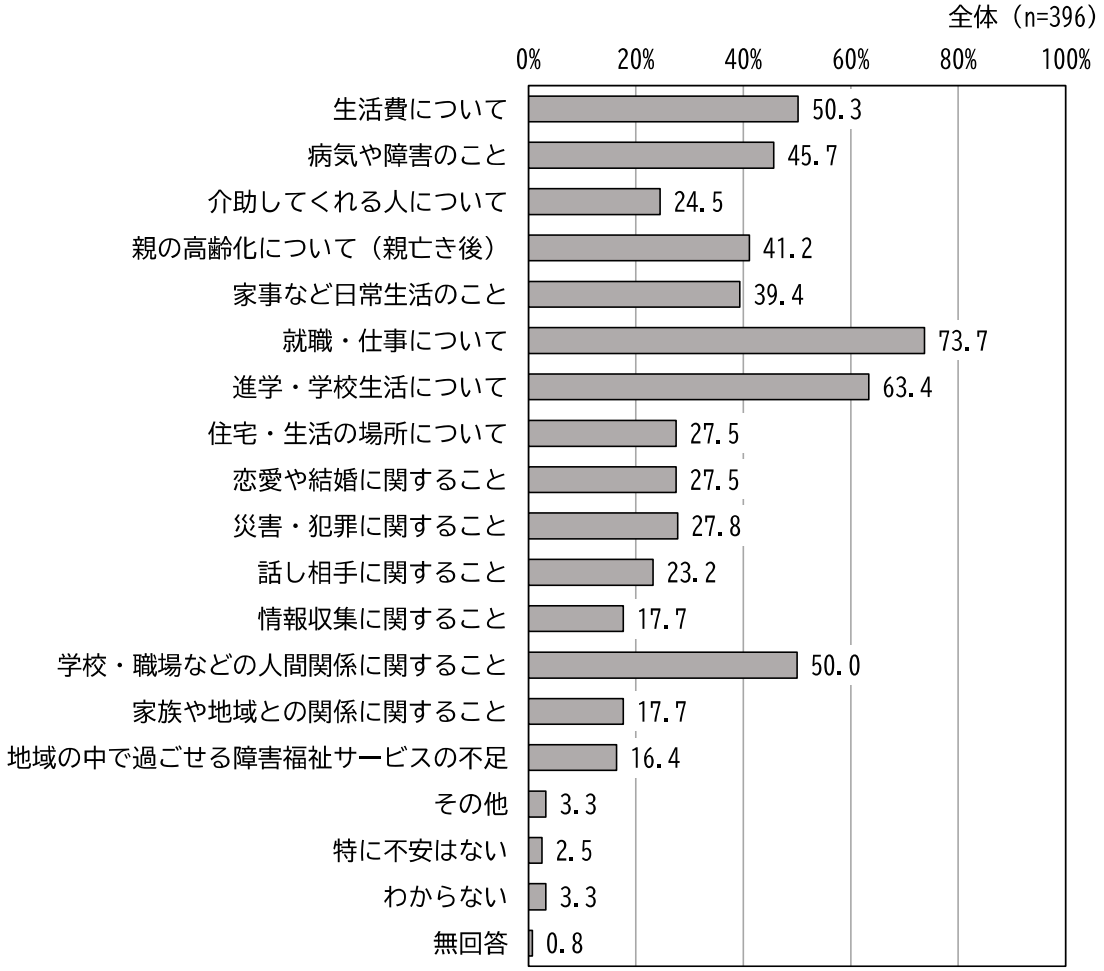

（4）障害福祉サービス事業所調査結果（抜粋）

①利用者から望まれているサービスについて

利用者からどのようなサービスを望む声が多いかについては、「放課後等デイサービス」が 36.0%と最も多く、次いで、「共同生活援助」が 22.0%、「短期入所」、「移動支援事業」がともに 20.0%となっています。

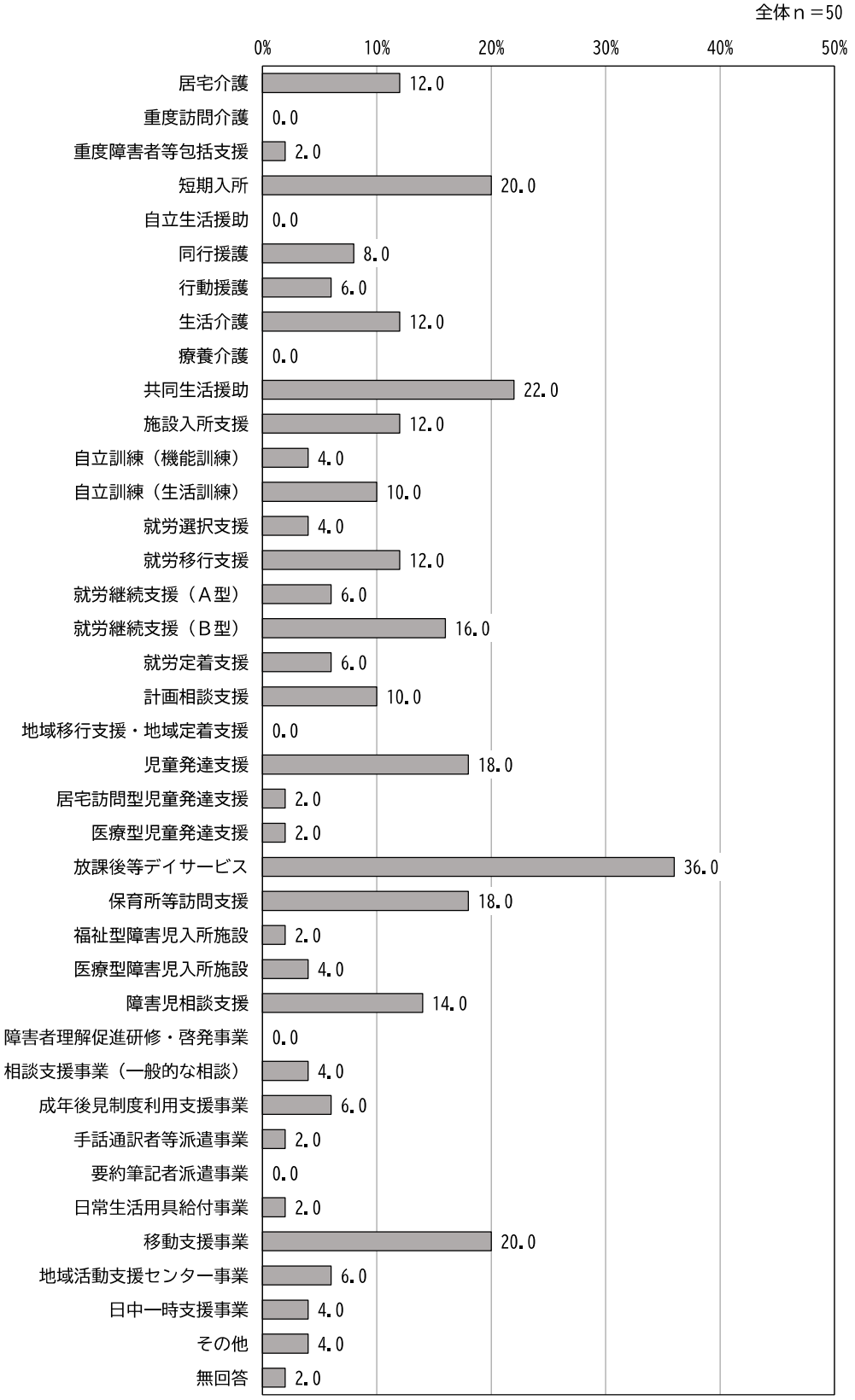

②職員の配置状況について

現在の従業員の配置状況については、「やや不足している(44.0%)」、「不足している(12.0%)」を合わせた『不足している（計)』が 56.0%となっています。また「過不足なく適当である」が 44.0%となっています。

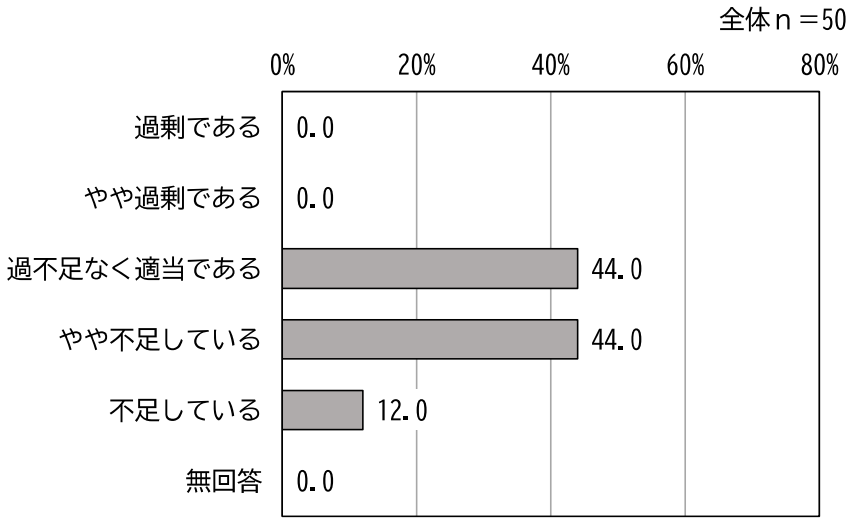

③運営に関する問題について

貴事業所の運営に関する問題については、「人材確保が難しい」が 70.0%と最も多く、次いで、「人材育成が難しい」が 62.0%、「経営経費・活動資金が不足している」、「報酬が労働実態にそぐわない」がともに 32.0%となっています。

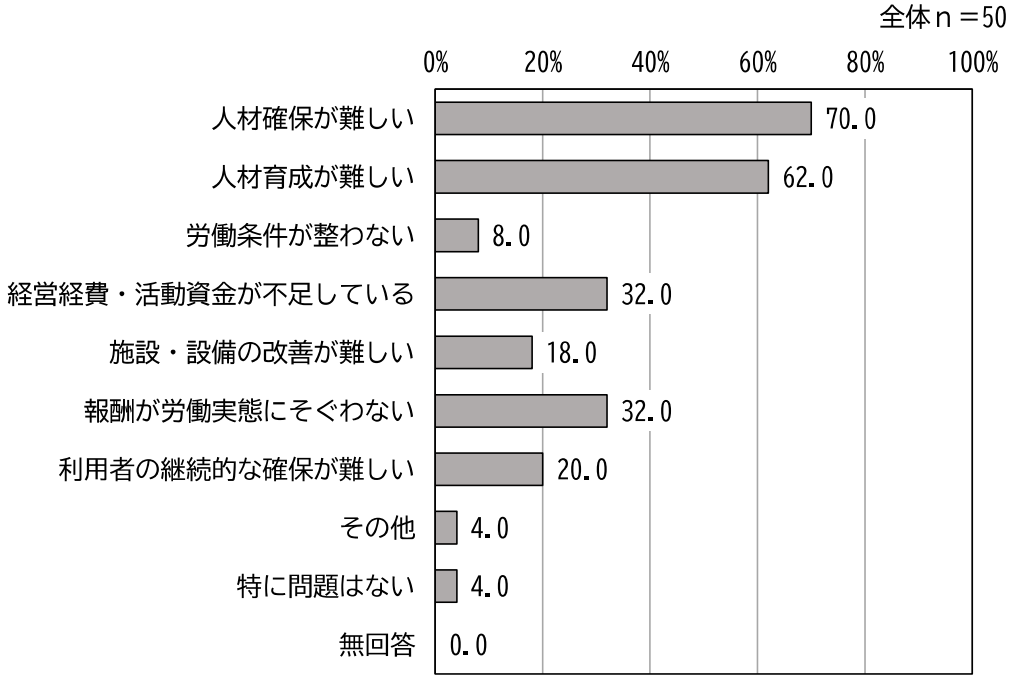

（5）障害者団体調査結果（抜粋）

①利用者から望まれているサービスについて

会員からは、どのようなサービスを望む声が多いかについては、「日常生活用具給付事業」が４件と最も多く、次いで「共同生活援助」、「計画相談支援」、「相談支援事業（一般的な相談）」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」がそれぞれ３件と最も多くなっています

②会員からの困りごとについて（抜粋）

■親子分離が上手に行く様なシステム作り。退院した後のシステム作り。地域で生活出来るシステム作り。

■特別支援学校における保護者付き添いの解除目途が立たず、毎日の登校が難しいこと。人工呼吸器を装着する子どもの保育園受入が進まないこと。

■多種多様な症状があるため、自分の障害をうまく説明できないため、理解してもらうのが難しい。

■障害者を抱えている方は、他の方との交流がないので、全体会というものを実施し、食事をしながら日頃の困りごとを話し合い、気晴らしをしてもらっています。高齢化が進み、認知症になってお金の管理をしてほしいという人もいます。亡くなる方も多くなり、葬儀の手順等の不安が寄せられています。

■入院患者（精神障害者）からの退院支援、グループホーム、日中活動場所。

■行政主催の行事に手話通訳が付いてないこともある。

■日常の移動手段、付き添い者の不足。週末の過ごし方、余暇活動を充実させたい。障がいのあるお子さん（特性の強いお子さん）と日常遊びに行ける場所。

■視覚障害者に関する行政サービスがよく分からない。単独歩行者の安全な移動に関する相談。障害者手帳を取得したばかりの人に対する情報提供がほしい。

（６）障害者等ヒアリング調査

①行政（市）に求めることや期待すること

■障害があっても、地域で自分らしく生活する為に、出来る限り利用出来る範囲が広がっていくと良い。

■事業所を増やしてほしい。送迎バス付きを増やしてほしい

■自分と似たような境遇、状況の人とつながれるコミュニティなどの情報を発信してほしい。

■重度の人が出かけられるようない外出支援があるとよい。

■GH の数を充実させてほしい。

■社会福祉協議会と連携してボランティアの人材育成や地域での協働を目指した働く場の提供支援に力を入れてほしい。

■障害レクとかに参加する際、保護者がトイレに行くときなど見守り支援をお願いできると社会参加しやすい。また、移動支援の事業所を増やしてほしい。

■親の高齢化に伴い、今後のことが気になる。親なき後、GH や施設入所、成年後見制度など、どうしたらよいか相談先や説明会があるとよい。

■障害福祉サービス、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の必要申請をオンライン化してほしい。

■親に何かあったときの不安がある。

第 3 章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

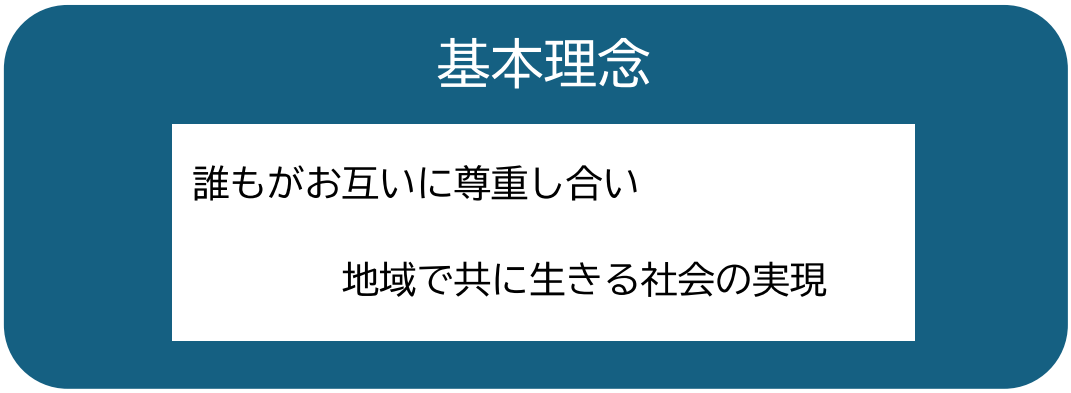

第 6 次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。

2　基本目標

基本目標 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行
福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。	
基本目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。	
基本目標 3	福祉施設から一般就労への移行等
福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実し、就労移行支援等を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。	
基本目標 4	障害児支援の提供体制の整備等
障害のある児童等のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、地域子育て拠点、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。	
基本目標 5	地域生活支援の充実
障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。	
基本目標 6	相談支援体制の充実・強化等
相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターを令和７年７月に開設し、地域の相談支援体制の充実を図ります。	
基本目標 7	発達障害者等に対する支援
発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制を確保します。	
基本目標 8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。	

3　施策体系

作成中

第４章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

（1）計画の周知

本計画の周知については、障害に関する正しい知識や理解を広める必要があることから、関係機関や障害者支援にかかわる人々と連携し、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現のために、広報紙やホームページへの掲載を行います。

また、理解促進研修の講演会等の各種イベントの際に計画の概要版を配布する等により、情報発信や周知を図ります。

（2）推進体制の確立

障害者施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及ぶため、それぞれの障害のある人の障害や程度、ライフステージに応じたきめ細かな対応が必要となります。

このため、関係団体や市民が参加する推進組織である朝霞市障害者プラン推進委員会において計画の推進を図ります。

（3）広域連携等

障害者施策は、対象者数や専門的な取組の必要性などから広域で行っている事業もあり、市民も他市に立地する施設を利用していることもあります。

このため、広域的な視点で取り組まなければならないことも多いことから、国や県、近隣市と連携していく必要があります。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や障害者自立支援審査支払等システム等を活用した事業所や関係自治体等との情報共有体制など、市単独では実施が困難な施策については、積極的に連携を図りつつ、サービスの充実に努めます。

（4）市民等との協働

各障害施策を効果的に実施していく上で、市民の協力はもとより、市と関係機関（福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障害者関係団体、事業者など）との協力体制は不可欠です。

ピアカウンセリングの支援や、スポーツ・レクリエーションに係るイベントの開催など、障害のある人の社会参加の充実を図り、地域社会と関係機関との連携を強化するとともに、障害者施策の推進に向けて障害のある人を含め、市民の主体的な参画を促進します。

（5）計画の達成状況の点検と評価の実施方法

達成状況の点検については、サービスの見込量と実際の利用量を踏まえながら、朝霞市障害者プラン推進委員会において、課題・方向性及び方策など障害福祉施策も合わせて点検・評価を行うとともに、その進行管理と調整を行います。

また、朝霞市障害者自立支援協議会にも進行管理状況を報告し、その意見等を踏まえながら、適切な見直しを行い、ＰＤＣＡサイクルにより、必要があると認めるときは、本計画の変更や見直しを行います。